

# 運行管理者試験 問題と解説 & アプリのご案内



## 重要問題厳選集 書籍版 貨物編 2024-2025

定価 1,870 円

過去 10 回分以上の過去問を編集部が分析！  
よく出題される重要な分野を中心に収録！

A5  
312 ページ  
ポイント解説  
模擬試験 2 回



## 重要問題厳選集 アプリ版 貨物編 App Store / Google Play : 1,800 円

2024-2025 2024 年 7 月頃 リリース予定！

インストール方法（リリース後）

特設サイト 右記の二次元コードをご利用ください

各ストア 検索 運行管理者試験 貨物 公論出版



※本書籍発刊時点では、「2023-2024」版が表示されます。

必ず「2024-2025」版をご確認の上、インストールしてください。

重要問題厳選集の内容をそのままアプリ化！  
出題形式を選べる※など便利機能を多数追加！

※①書籍の掲載順、②前回の続きから、③ランダム

誤答  
管理  
進行  
管理  
広告  
なし  
CBT 試験も再現可能？!  
ブックマーク

※アプリのデザインや内容は変更となる場合がございます

# はじめに

- ①本書は、(公財)運行管理者試験センターが行う運行管理者試験（貨物）について、内容をジャンル別に区分し、それぞれに解説を加えたものです。
- ②過去8回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

回数	1	2	3	4
実施時期	令和6年3月	令和5年8月	令和5年3月	令和4年8月
受験者数	22,493人	26,293人	23,759人	28,804人
合格率	34.2%	33.5%	34.6%	38.4%
回数	5	6	7	8
実施時期	令和4年3月	令和3年8月	令和3年3月	令和2年8月
受験者数	27,982人	34,164人	32,575人	39,630人
合格率	32.3%	29.8%	43.9%	30.7%

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。

第1章 貨物自動車運送事業法  
第3章 道路交通法  
第5章 実務上の知識及び能力

第2章 道路運送車両法  
第4章 労働基準法

- ④各章は、**1 法令の要点**、**2 演習問題**、**◆解答＆解説**で構成されています。

- ⑤**1 法令の要点**では、過去に出題された問題に関する法令を、要点を絞って掲載しています。**太字**は特に重要な部分を表しています。

- ⑥**2 演習問題**では、過去問題を中心とした演習問題を収録しています。次の3種類の問題で構成しています。

◎(公財)運行管理者試験センターが公表している「運行管理者試験(CBT試験)  
出題例」令和2年～4年（3回分計90問）  
◎筆記試験問題 令和2年8月、3年3月（2回分計60問）  
◎編集部収集作成問題

- ⑦問題の最後の表記は、試験の実施時期を表しています。[R3.3]であれば、令和3年3月実施（令和2年度第2回）の筆記試験の問題、[R4\_CBT]であれば「令和4年運行管理者試験(CBT試験)出題例」の問題となります。

# 第1章



## 貨物自動車運送事業法

1. 法律の目的と定義	12	12. 適正な取引の確保	77
2. 運送事業の許可	16	13. 運転者等台帳	79
3. 事業計画	18	14. 特別な指導 [1]	81
4. 運送約款・掲示・安全管理規程	22	15. 特別な指導 [2]	83
5. 輸送の安全	27	16. 異常気象時等における措置	96
6. 一般貨物自動車運送事業者等による 輸送の安全にかかる情報の公表	29	17. 乗務員・運転者	96
7. 過労運転等の防止	33	18. 事故の報告 [1] (定義・報告書)	102
8. 貨物の積載と車庫の位置	43	19. 事故の報告 [2] (速報)	109
9. 点呼	45	20. 運行管理者の選任	115
10. 業務の記録・運行記録計 事故の記録	63	21. 運行管理者の業務	118
11. 運行指示書	71	22. 運行管理者資格者証	129
		23. 運送事業者による運行管理	130

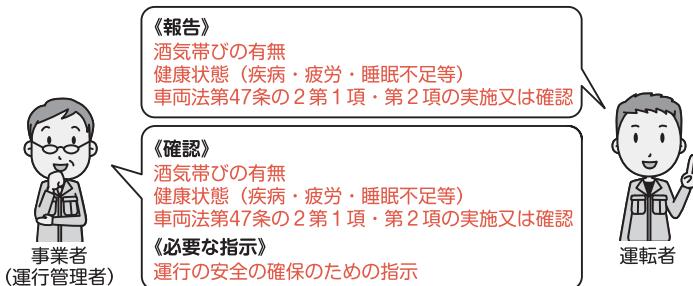
## 1 法令の要点と○×式過去出題例

### ■ 点呼等 [安全規則第7条]

《業務前の点呼》

1. 貨物自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。

①運転者に対しては、酒気帯びの有無
②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
③車両法第47条の2（日常点検整備）第1項及び第2項（⇒165P）の規定による点検の実施又はその確認



【業務前点呼（運転者の場合）】

- ④特定自動運行保安員※に対しては、特定自動運行事業用自動車による運行を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

※ 特定自動運行（高速道路等の特定の条件下で、運転者がいない無人状態で自動運行装置（非常時等にすぐに安全な方法で自動停止させる機能を備えているもの）を用いて行う自動運行）（レベル4の自動運転）を行う際に、遠隔地等から自動運行車両を監視・操作する者。

## 2 演習問題

問1 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行わなければならない事項として、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～6）から選びなさい。

### 【業務前点呼】

- (1) 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- (2) 運転者に対しては、(A)
- (3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認

### 【業務後点呼】

- (1) 業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2) (B)
- (3) 運転者に対しては、酒気帯びの有無

### 【中間点呼】

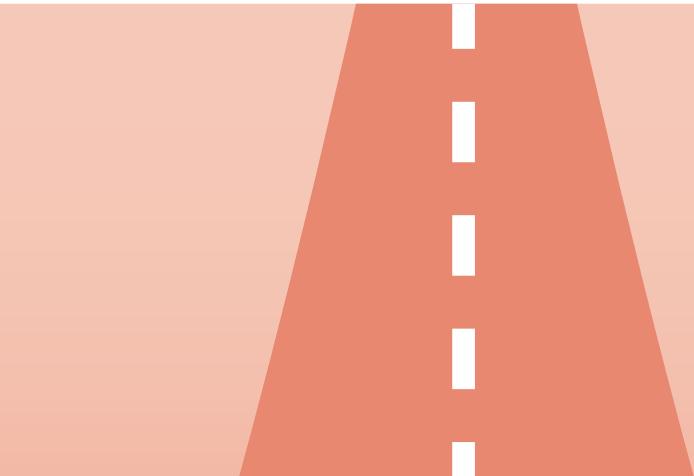
- (1) 運転者に対しては、(C)
- (2) 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

- 1. 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認
- 2. 業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- 3. 貨物の積載状況
- 4. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 5. 酒気帯びの有無
- 6. 他の運転者等と交替した場合にあっては法令の規定による通告

# 第2章



## 道路運送車両法



- |                  |     |              |     |
|------------------|-----|--------------|-----|
| 1. 法律の目的と定義..... | 146 | 4. 点検整備..... | 165 |
| 2. 登録制度.....     | 147 | 5. 保安基準..... | 174 |
| 3. 自動車の検査.....   | 154 |              |     |

## 1

## 法律の目的と定義

## 1 法令の要点

## この法律の目的 [車両法第1条]

1. この法律は、道路運送車両に関し、**所有権**についての公証等を行い、並びに**安全性の確保**及び**公害の防止**その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の**整備事業**の健全な発達に資することにより、**公共の福祉を増進**することを目的とする。

## 自動車の種別 [車両法第3条]

1. この法律に規定する**普通自動車**、**小型自動車**、**軽自動車**、**大型特殊自動車**及び**小型特殊自動車**の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として、別表第1（省略）に定める。

## 2 演習問題

問1 道路運送車両法の目的についての次の文中、A～Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、(A)についての公証等を行い、並びに(B)及び(C)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(D)ことを目的とする。

- A 1. 所有権 2. 取得  
 B 1. 運行の安全性の確保 2. 安全性の確保  
 C 1. 駆音の防止 2. 公害の防止  
 D 1. 道路交通の発達を図る 2. 公共の福祉を増進する

## ◆解答＆解説

## 問1【解答 A-1, B-2, C-2, D-2】

車両法第1条（この法律の目的）第1項。

## 1 法令の要点

### ■ 登録の一般的効力 [車両法第4条・第5条]

#### 《車両法第4条》

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

#### 《車両法第5条》

1. 登録を受けた自動車の所有権の得喪<sup>とくそう</sup>は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

### ■ 自動車登録番号標の封印等 [車両法第11条]

4. 自動車の所有者は、自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、または毀損したときは、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。
5. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

### ■ 変更登録 [車両法第12条]

1. 自動車の所有者は、登録されている次の内容について変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

①型式	②車台番号	③原動機の型式	④所有者の氏名、名称、住所
⑤使用の本拠の位置			

### ■ 移転登録 [車両法第13条]

1. 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

## 2 演習問題

問1 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
- 2. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
- 3. 何人も、国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。
- 4. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が整備命令等により自動車の使用的停止を命ぜられ、規定により自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。

問2 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。 なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 1. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
- 2. 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
- 3. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
- 4. 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

# 第3章



## 道路交通法

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 目的・定義                | 192 |
| 2. 自動車の種類と運転免許          | 194 |
| 3. 信号機の意味               | 201 |
| 4. 最高速度                 | 203 |
| 5. 徐行及び一時停止             | 209 |
| 6. 車両の交通方法              | 213 |
| 7. 追越し等                 | 217 |
| 8. 交差点                  | 224 |
| 9. 停車及び駐車の禁止場所          | 227 |
| 10. 灯火及び合図              | 233 |
| 11. 積載の制限と過積載車両<br>の取扱い | 240 |
| 12. 酒気帯び運転の禁止           | 245 |
| 13. 過労運転の禁止             | 247 |
| 14. 運転者の遵守事項            | 249 |
| 15. 交通事故の場合の措置          | 258 |
| 16. 使用者に対する通知           | 260 |
| 17. 道路標識                | 261 |

## 1 道路標識の名称と意味

### ■ 道路標識の名称と意味 [編集部]

標識	標識名称	意味
	車両進入禁止	道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止される道路において、車両がその禁止される方向に向かって進入することができない。
	大型貨物自動車等通行止め	大型貨物自動車、大型特殊自動車、特定中型自動車※1は、通行できない。
	駐停車禁止	8時から20時までの間は駐停車してはならない。
	駐車禁止	8時から20時までの間は駐車してはならない。
	車両横断禁止	車両は横断（道路外の施設又は場所に出入するための左折を伴う横断を除く。）することができない。
	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	道路の中央線から右側部分にはみ出して追い越しをしてはならない。
	追越し禁止	自動車は、他の自動車を追い越してはならない。
	重量制限	車両総重量が5.5トンを超える車両の通行を禁止する。
	高さ制限	3.3メートルを超える高さ（積載した貨物の高さを含む。）の車両の通行を禁止する。
	最大幅	自動車の幅が2.2メートルを超える車両の通行を禁止する。
	特定の種類の車両の最高速度	大型貨物自動車は、時速50キロメートルを超える速度で進行してはならない。

## 2 演習問題

問1 次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 緊急通行車両その他の車両であって、広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用を禁止する。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

2. この標識より先にある道路の道幅が狭くなることを表している。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。

3. 大型貨物自動車は、時速50キロメートルを超える速度で進行してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
文字を青色、枠を赤色、縁及び地を白色とする。

また、補助標識は、地を白色、文字を黒色とする。

4. 車両は、8時から20時までの間は駐車してはならない。

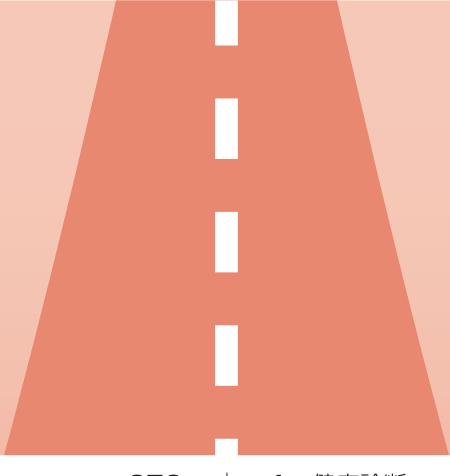


「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

# 第4章



## 労働基準法

- 
- A decorative graphic of a road with dashed white lines leading towards the center of the page, set against a background of orange and light orange geometric shapes.
- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 労働契約.....       | 272 |
| 2. 労働時間・休日.....    | 279 |
| 3. 就業規則.....       | 286 |
| 4. 健康診断.....       | 291 |
| 5. 労働時間等の改善基準..... | 297 |

## 1 法令の要点

※改善基準：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示）

### ■ 目的等 [改善基準第1条]

- この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者（※1）であって、四輪以上の自動車の運転の業務（※2）に主として従事する者をいう。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

※1：同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

※2：厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。

- 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

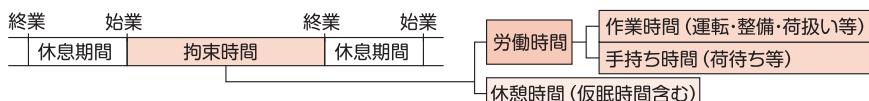
### ■ 貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間等 [改善基準第4条]

- 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合は、その拘束時間（労働時間、休憩時間その他使用者に拘束されている時間）、休息期間（使用者の拘束を受けない時間）及び運転時間について、次に定めるところによるものとする。

#### Check 拘束時間と休息期間 [厚生労働省労働基準局]

◎拘束時間…始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいう。

◎休息期間…勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいう。



### 3 演習問題（1ヵ月の拘束時間）

問1 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等について次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

拘束時間は、1ヵ月について（A）を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとすること。ただし、労使協定により、1年について（B）までは、1ヵ月について（C）まで延長することができ、かつ、1年について（D）まで延長することができるものとする。

- A ① 284時間 ② 288時間  
 B ① 3ヵ月 ② 6ヵ月  
 C ① 310時間 ② 320時間  
 D ① 3,400時間 ② 3,450時間

問2 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。）の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選びなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。[R3\_CBT]

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	281	283	294	283	282	283	295	283	294	283	283	283	3,427

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	270	279	276	275	274	275	298	265	312	284	305	283	3,396

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	285	268	281	288	286	278	292	286	276	296	278	285	3,399

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	270	275	285	288	295	280	282	279	296	285	285	280	3,400

## ◆解答＆解説

※ 2 演習問題を解く前に 「1ヶ月の拘束時間」参照。⇒301P

## 問1 【解答 A-①, B-②, C-①, D-①】

改善基準第4条第1項①。

## 問2 【解答 4】

改善基準第4条第1項①。

拘束時間は、1ヶ月について284時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとすること。ただし、労使協定がある場合には、1年のうち6ヶ月までは、1ヶ月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3,400時間まで延長することができる。なお、1ヶ月と1年の延長可能時間内であっても、1ヶ月について284時間を超える月が4ヶ月以上連続する場合は、改善基準違反となる。

1.	拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
		281	283	294	283	282	283	295	283	294	283	283	283	3,427

◎拘束時間が284時間を超えている月は、6月・10月・12月の3ヶ月。

◎284時間を超える月は、4ヶ月以上連続していない。

◎拘束時間が310時間を超えている月はない。

◎1年についての拘束時間は**3,427時間**で、3,400時間を超えている。

**結果** 1年についての拘束時間が**3,400時間**を超えているため、改善基準違反となる。

2.	拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
		270	279	276	275	274	275	298	265	312	284	305	283	3,396

◎拘束時間が284時間を超えている月は、10月・12月・2月の3ヶ月。

◎284時間を超える月は、4ヶ月以上連続していない。

◎**12月（312時間）**に拘束時間が310時間を超えている。

◎1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

**結果** 12月（312時間）に拘束時間が**310時間**を超えているため、改善基準違反となる。

3.	拘束時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
		285	268	281	288	286	278	292	286	276	296	278	285	3,399

◎拘束時間が284時間を超えている月は、4月・7月・8月・10月・11月・1月・3月の**7ヶ月**。

◎284時間を超える月は、4ヶ月以上連続していない。

◎拘束時間が310時間を超えている月はない。

◎1年についての拘束時間は3,400時間を超えていない。

**結果** 1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月が**7ヶ月**で、**6ヶ月**を超えているため、改善基準違反となる。

# 第5章



## 実務上の知識及び能力

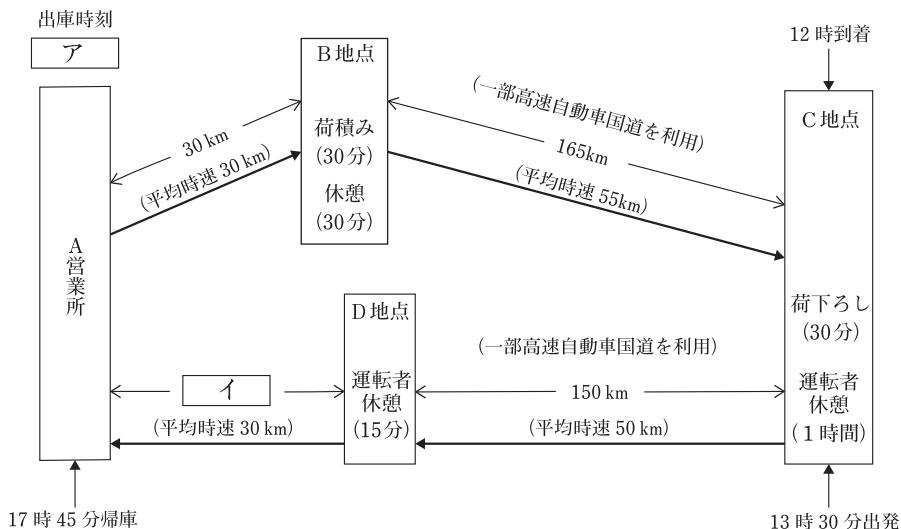
- |                   |     |                     |     |
|-------------------|-----|---------------------|-----|
| 1. 運行管理者.....     | 364 | 6. 視覚と視野.....       | 453 |
| 2. 運転者の健康管理.....  | 402 | 7. 走行時に働く力と諸現象..... | 458 |
| 3. 交通事故等緊急事態..... | 413 | 8. 自動車に関する計算問題..... | 465 |
| 4. 事故の再発防止対策..... | 418 |                     |     |
| 5. 交通事故防止等.....   | 440 |                     |     |

## 5 演習問題（運行計画）

問1 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、B地点で荷積みをし、C地点に12時に到着させるよう運送の依頼があった。これを受け、運行管理者として運転者に対し当該運送の指示をするため、次に示す〔当日の運行計画を策定するための前提条件〕に基づき運行計画を立てた。この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、〔当日の運行計画を策定するための前提条件〕に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

〔当日の運行計画を策定するための前提条件〕

- A営業所を出庫し、30キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメートルで走行する。
- B地点において30分間の荷積みを行い、その後、30分の休憩をとる。
- B地点から165キロメートル離れたC地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速55キロメートルで走行して、C地点に12時に到着する。
- 30分間の荷下ろし後、1時間の休憩をとる。休憩後、A営業所に帰庫するため、C地点を13時30分に出発、一部高速自動車国道を利用し、150キロメートル先のD地点まで平均時速50キロメートルで走行して到着後、15分の休憩をとる。
- D地点からA営業所まで平均時速30キロメートルで走行して、A営業所に17時45分に帰庫する。



## ◆解答＆解説

### 問1 [解答 アー2, イー2, ウー1]

ア. A営業所～B地点及びB地点～C地点の運転時間を求める。

◎A営業所～B地点の運転時間

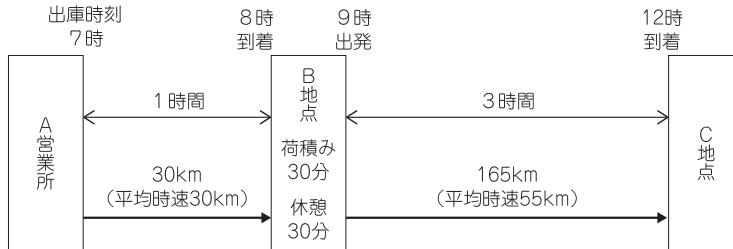
$$\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{30\text{km}}{30\text{km/h}} = 1\text{時間}$$

◎B地点～C地点の運転時間

$$\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{165\text{km}}{55\text{km/h}} = 3\text{時間}$$

C地点に12時に到着予定のため、求めたそれぞれの時間を12時から引けばA営業所の出庫時刻がわかる。

$$A\text{営業所の出庫時刻} = 12\text{時} - 3\text{時間} - \text{休憩30分} - \text{荷積み30分} - 1\text{時間} = \underline{\underline{7\text{時}}}$$



イ. C地点～D地点の運転時間を求める。

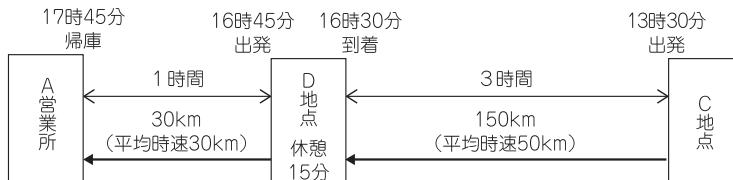
$$\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{平均速度}} = \frac{150\text{km}}{50\text{km/h}} = 3\text{時間}$$

C地点～D地点の運転時間が3時間のため、D地点に到着時刻は16時30分（13時30分+3時間）となる。

D地点で15分休憩をとっているので、D地点の出発時刻は16時45分（16時30分+15分）となる。

D地点～A営業所の運転時間は1時間（17時45分−16時45分）となるため、D地点～A営業所の距離は次のとおり。

$$\text{距離} = \text{平均速度} \times \text{運転時間} = 30\text{km/h} \times 1\text{時間} = \underline{\underline{30\text{km}}}$$



**運行管理者試験 問題と解説  
貨物編 令和6年8月  
CBT試験受験版**

定価2,640円／送料300円（共に税込）

■発行日 令和6年5月 初版

\*電話でのお問合せは受け付けておりません。

\*落丁・乱丁・書籍の内容に誤り等がございましたら、P.10「本書籍に関するお問い合わせ」に記載の問合せフォームよりご連絡ください。

■発行所 株式会社 公論出版  
〒110-0005  
東京都台東区上野3-1-8  
TEL：03-3837-5731（編集）  
HP：<https://www.kouronpub.com/>